

郡報

第四拾號

- 一、利根郡立農事講習所規則中改正 一
- 一、全講習所養蚕專科規程 二
- 一、大正六年度利根郡歳入出豫算 四
- 一、大正四年度全歳入出決算 一四
- 一、利根郡農會農事指導員規程及囑託指導員氏名 二六
- 一、利根郡海軍志願兵成績 三〇
- 一、六週間現役兵相當者ノ身体檢査成績 三〇
- 一、大正六年度利根郡壯丁教育調査 三二
- (1) 壯丁教育程度表 三二
- (2) 壯丁職業別表 三四
- (3) 壯丁教育成績 三六
- 一、大正六年壯丁町村別合格者調査表 四四
- 一、歐州交戦各國兵員補充ノ概況 四六
- 一、痘瘡豫防心得 五四
- 一、各町村ニ於ケル品評會開設度數調 五九
- 一、利根郡農會役員選舉ノ結果及町村農會役員氏名 六二
- 一、北海道移住者ノ經過報告 六九
- 一、町村吏員ノ異動 七三
- 一、小學校教員ノ異動 七五

郡報 第四拾號

利根郡令第一號

大正三年三月十九日利根郡令第三號利根郡立農事講習所規則中左ノ通り改正シ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正六年五月一日

利根郡長 野中富三郎

(1)

第六條中「本所ハ便宜支所ヲ置クヲアルヘシ」トアルヲ「本所ハ養蠶ニ限リ專科生ヲ置クコトアルヘシ」ニ改ム

第十二條第二號中「滿十五歳」トアルヲ「十五歳」ニ改ム

第十三條中「戶籍謄本トアルヲ」戶籍抄本」ニ「三月十九日」トアルヲ「三月三十一日」ニ改ム

一號様式中「御所へ入所」トアルヲ「御郡立農事講習所へ入所」トシ「戶籍謄本」トアルヲ「戶籍抄本」ニ改ム

四號様式中(御所へ入所)トアルヲ御郡立農事講習所へ入所トシ(御所ノ)トアルヲ(今所ノ)ニ改ム

利根郡令第二號

利根郡立農事講習所養蠶專科規程左ノ通り相定メ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正六年五月一日

利根郡長 野中富三郎

利根郡立農事講習所養蠶專科規程

第一條 本所ハ養蠶ニ必要ナル普通ノ知識及技術ヲ養成スル目的ヲ以テ本規程ニ依リ養蠶專科生ヲ置ク

第二條 養蠶專科生ノ定員ハ必要ニ應シ其都度之ヲ定ム

第三條 養蠶專科ハ春蠶科及秋蠶科ノ二種トシ在學期間ハ春蠶科ニ在リテハ五月十日ヨリ六月三十日迄秋蠶科ニ在リテハ七月二十日ヨリ八月三十一日迄トス

第四條 專科生トシテ入所シ得ヘキ者ハ左ノ各號ニ該當スルコトヲ要ス

一、本部ニ永住ノ見込アルモノ

二、身軀健全品行方正ニシテ年齢十五歳以上ノ男子タルコト

三、尋常小學校卒業又ハ之ト同等以上ノ學力ヲ有スルモノ

第五條 專科生トシテ入所セムトスルモノハ春蠶科ニ在リテハ四月三十日限り秋蠶科ニ在リテハ七月十日限り町村長ノ証明ヲ得テ願書ヲ郡長ニ差出スヘシ

第六條 專科生ノ在學中ニ於ケル賄料ハ本所ノ負擔トシ且ツ授業料ヲ徴收セス

第七條 專科修了生ニハ其ノ成績ヲ考査シ修業証書ヲ授與ス

第八條 專科生ニシテ修業ノ見込ナク又ハ不都合ノ行爲アリト認ムルトキハ退所ヲ命スルコトアルヘシ

利根郡告示第八號

郡會ノ議決ヲ經タル大正六年度利根郡歳入出豫算及特別會計ニ屬スル歳入出豫算ノ要領左ノ如ク  
大正六年四月廿六日

利根郡長 野中富三郎

大正六年度群馬縣利根郡歳入歳出豫算

歳入

經常部

第一款 雜收入

金壹圓

第一項 物品賣拂代

金壹圓

第二款 各町村分賦額

金壹万壹千四百四拾四圓〇參錢

第一項 各町村分賦額

金壹万壹千四百四拾四圓〇參錢

經常部合計 金壹万壹千四百四拾五圓〇四錢

臨時部

第一款 繰越金

金九百七拾五圓五拾壹錢

第一項 前年度繰越金

金九百七拾五圓五拾壹錢

第二款 補助金

金百參拾五圓

第一項 縣補助金

金百參拾五圓

臨時部合計 金壹千百拾圓五拾壹錢

歳入總計 金壹万貳千貳百五拾五圓五拾四錢

歳出

經常部

第一款 會議費

金七百四圓

第一項 郡會議費

金五百四拾四圓

第二項 郡參事會費

金百六拾圓

第二款 郡事務費

金貳拾九圓

第一項 郡事務費

金百貳拾九圓

第三款 教育費

金百拾四圓

第一項 獎勵費

金七拾四圓

第二項 調查費

金四拾圓

第四款 勸業費

金八百六拾圓

第一項 技術員費

金八百六拾圓

第五款 神社費

金四拾八圓

第一項 神社費

金四拾八圓

第六款 地方改良費

金參百六拾四圓

第一項 地方改良費

金參百六拾四圓

第七款 豫備費

金貳百圓

第一項 豫備費

金貳百圓

經常部合計 金貳千四百拾九圓

臨時部

第一款 徵發費

金壹圓

第一項 輸送費

金壹圓

第二款 議員選舉費

金參圓

第一項 郡會議員選舉費

金參圓

第三款 教育費

金貳百貳拾圓

第一項 講習會費

金百五拾圓

第二項 調查費

金七拾圓

第四款 勸業費

金壹千貳百拾圓

第一項 講習會費

金參百六拾圓

第二項 獎勵費

金六百七拾圓

第三項 調查費

金百八拾圓

第五款 地方改良費

金百參拾圓

第一項 講習會費

金四拾圓

第二項 調查費

金六拾圓

第三項 獎勵費

金參拾圓

第六款 土木補助費

金七百八拾六圓

第一項 土木補助費

金七百八拾六圓

第七款 教化事業補助費

金四百參拾圓

第一項 教化事業補助費

金四百參拾圓

第八款	勸業補助費	金貳千參百圓
第一項	勸業補助費	金貳千參百圓
第九款	衛生費	金四百貳拾壹圓五拾錢
第一項	衛生講話會費	金百七拾壹圓五拾錢
第二項	看護婦養成講習會費	金貳百五拾圓
第十款	勸業費本年度支出額	金九百六拾六圓七拾五錢
第一項	摸範林業費本年度支出額	金九百六拾六圓七拾五錢
第十一款	農事講習所補充金	金參千參百六拾八圓貳拾九錢
第一項	補充金	金參千參百六拾八圓貳拾九錢
臨時部合計	金九千八百參拾六圓五拾四錢	
歲出總計	金壹萬貳千貳百五拾五圓五拾四錢	

大正六年度群馬縣利根郡立農事講習所費歲入歲出豫算

歲入	經常部	
第一款	事業收入	金千四百五十貳圓七拾錢
第二項	收得品拂代	金千四百五拾貳圓七拾錢
第二款	基金收入	金五圓
第一項	講習所基金收入	金五圓
第三款	寄附金	金八拾五圓
第一項	寄附金	金八拾五圓
第四款	雜收入	金壹圓
第一項	不用品賣拂代	金壹圓
經常部合計	金千五百四拾參圓七拾錢	
臨時部		
第一款	繰越金	金參百圓
第一項	繰越金	金參百圓

第二款 郡費補充

金參千參百六拾八圓貳拾九錢

第一項 郡費補充

金參千參百六拾八圓貳拾九錢

臨時部合計 金參千六百六拾八圓貳拾九錢

歲入總計 金五千貳百拾壹圓九拾九錢

歲出

經常部

第一款 事務所費

金貳千五百五拾圓六拾四錢

第一項 諸給費

金千七百九拾四圓

第二項 需要費

金百八拾六圓六拾四錢

第三項 修繕費

金百七拾圓

第二款 事業費

金千九百五拾壹圓參拾五錢

第一項 事業諸費

金千九百五拾壹圓參拾五錢

第三款 講習所費

金百六拾五圓

第一項 基本積立

金百六拾五圓

第四款 豫備費

金四拾五圓

第一項 豫備費

金四拾五圓

經常部合計 金四千參百拾壹圓九拾九錢

臨時部

第一款

金九百圓

第一項

農事講習所購入費  
本年度支出額  
農事講習所購入費  
本年度支出額

金九百圓

臨時部合計 金九百圓

歲出總計 金五千貳百拾壹圓九拾九錢

大正六年度利根郡有基金歲入歲出豫算

歲入

第一欸 財產收入

金參百貳拾四圓六拾錢

第二項 動產收入

金七拾七圓六拾五錢

第二項 不動產收入

金貳百四拾六圓九拾五錢

歲入總計 金參百貳拾四圓六拾錢

歲出

第一欸 諸稅

金貳拾圓

第二項 諸稅

金貳拾圓

第二欸 蓄積金

金參百四圓六拾錢

第一項 蓄積金

金參百四圓六拾錢

歲出總計 金參百貳拾四圓六拾錢

大正六年度利根郡罹災救助基金歳入歳出豫算

歳入

第一款 罹災救助基金收入

金五百五拾圓六拾八錢

第一項 動産收入

金五百五拾圓六拾八錢

歳入總計 金五百五拾圓六拾八錢

歳出

第一款 罹災救助基金

金五百五拾圓六拾八錢

第一項 救助費

金六拾圓

第二項 蓄積金

金四百九拾圓六拾八錢

歳出總計 金五百五拾圓六拾八錢

利根郡告示第九號

大正四年度利根郡歳入出及特別會計ニ属スル歳入出決算ノ要領左ノ如シ

大正六年五月一日

利根郡長 野中富三郎

大正四年度群馬縣利根郡歳入歳出決算

歳入 經常部

(△印ハ決算額)

第一款 雜收入

金壹圓

第一項 物品賣拂代

金壹圓

第二款 各町村分賦額

△金八千八百四拾七圓八拾壹錢九厘

第一項 各町村分賦額

△金八千八百四十七圓八拾壹錢九厘

歳入經常部合計

△金八千八百四拾八圓八拾壹錢九厘  
△金八千八百四拾七圓八拾壹錢九厘

第一款 歲入臨時部 補助金

△金壹百四拾圓  
△金壹百拾貳圓

第一項 補助金

△金壹百四拾圓  
△金壹百拾貳圓

第二款 繰越金

△金九百貳拾圓  
△金千六百七拾四圓四拾七錢四厘

第一項 前年度繰越金

△金九百貳拾圓  
△金千六百七拾四圓四拾七錢四厘

第三款 財產繰入

△金五百八拾七圓九拾五錢  
△金參百六拾五圓  
△金五百八拾七圓九拾五錢  
△金參百六拾五圓

第一項 現金繰入

△金五百八拾七圓九拾五錢  
△金參百六拾五圓

第四款 雜收入

△金壹百拾五圓  
△金壹百拾六圓五拾五錢  
△金壹百拾五圓  
△金壹百拾六圓五拾五錢

第一項 模範林不用木拂下代

歲入臨時部合計

△金壹千七百六拾貳圓九拾五錢  
△金貳千貳百六拾八圓貳錢四厘

歲入總計

△金壹萬六百拾壹圓七拾六錢九厘  
△金貳萬壹千百拾五圓八拾四錢參厘

歲出經常部

第一款 會議費

△金六百五拾八圓六拾錢  
△金七百圓九拾四錢

第一項 郡會議費

△金五百四拾參圓六拾錢  
△金六百參拾六圓拾壹錢

第二項 郡參事會費

△金百拾五圓  
△金六拾四圓八拾參錢

第二款 郡吏員費

△金貳拾七圓  
△金貳拾四圓八拾壹錢

第一項 郡吏員費

△金貳拾七圓  
△金貳拾四圓八拾壹錢

第三款 教育費

△金七拾五圓  
△金壹百參拾貳圓五拾錢

第一項 獎勵費

△金五拾參圓  
△金壹百拾圓九拾錢

第二項 調查費

△金貳拾貳圓  
△金貳拾壹圓六拾錢

第四款 勸業費

△金六百貳拾參圓  
△金六百參拾貳圓七拾五錢

第一項 技術員諸費

△金五百五拾參圓  
△金五百七拾貳圓七拾五錢

第二項 調查費

△金七拾圓  
△金六拾圓

第五款 電話費

第一項 電話費

△金四拾五圓  
△金四拾壹圓七拾五錢

第六款 神社費

第一項 神饌幣帛料

△金四拾五圓  
△金四拾壹圓七拾五錢  
△金四拾四圓  
△金四拾貳圓

第七款 地方改良費

第一項 地方改良費

△金四拾四圓  
△金四拾貳圓

第八款 豫備費

第一項 豫備費

△金四百貳拾九圓  
△金四百八圓四拾錢  
△金四百貳拾九圓  
△金四百八圓四拾錢  
△金壹百七拾壹圓參拾參錢  
△金貳百貳拾七圓貳拾六錢九厘

歲出經常部合計  
△金貳千壹百貳拾八圓八拾六錢九厘  
△金千九百八拾參圓拾五錢

第一款 歲出臨時部  
徵發費

△金壹圓  
△金

第一項 徵發物件輸送費

第二款 議員選舉費

第一項 郡會議員選舉費

△金壹圓  
△金  
△金七拾壹圓  
△金四拾八圓參拾五錢  
△金七拾壹圓  
△金四拾八圓參拾五錢

第三款 土木補助費

第一項 土木補助費

△金七百六拾圓八錢  
△金四百七拾貳圓五拾七錢  
△金四百七拾貳圓五拾七錢  
△金七百六拾圓八錢  
△金四百七拾貳圓五拾七錢

第四款 勸業補助費

第一項 勸業補助費

△金貳千壹百拾圓  
△金貳千六拾圓  
△金貳千壹百拾圓  
△金貳千六拾圓

第五款 青年會補助費

第一項 利根郡青年會補助費

△金貳百圓  
△金貳百圓

第六款 教育費

第一項 講習會費

△金貳百圓  
△金貳百圓  
△金貳百圓  
△金貳百圓

第七款 勸業費

△金四百九拾五圓  
△金四百拾六圓七錢五厘

第一項 獎勵費

第八款 勸業費本年度支出額

第一項 模範林業費本年度支出額

第九款 農事講習所費補充金

第一項 農事講習所補充金

第十款 部有基金

第一項 部有基金

第十一款 神社費

第一項 襪帛供進使服調製費

第十二款 統計費

第一項 統計調查費

金四百九拾五圓

金壹千五百拾五圓八拾貳錢

金壹千參百貳拾九圓拾六錢參厘

金貳千七百五拾圓

金貳千七百五拾圓

金百拾五圓

金百拾四圓七拾五錢

金百拾五圓

金百拾四圓七拾五錢

金百拾五圓

金百貳拾圓

歲出臨時部合計

歲出總計

歲入歲出差引殘金壹千參百九拾八圓貳拾四錢五厘

大正四年度群馬縣利根郡立農事講習所歲入歲出決算

歲入經常部

第一款 事業收入

第一項 收得品拂代

歲出經常部合計

歲入臨時部

第一款 郡費補充

第一項 郡費補充

金四百九拾五圓

金壹千五百拾五圓八拾貳錢

金壹千參百貳拾九圓拾六錢參厘

金貳千七百五拾圓

金貳千七百五拾圓

金百拾五圓

金百拾四圓七拾五錢

金百拾五圓

金百拾四圓七拾五錢

金百拾五圓

金百貳拾圓

歲出臨時部合計

歲出總計

歲入歲出差引殘金壹千參百九拾八圓貳拾四錢五厘

(△印) 決算額

金千八百參拾參圓

金千五百四拾壹圓四拾貳錢九厘

金千八百參拾參圓

金千五百四拾壹圓四拾貳錢九厘

金貳千七百五拾圓

金貳千七百五拾圓

歲入臨時部合計 金貳千七百五拾圓  
 歲入總計 金四千五百八拾參圓  
 歲出經常部 金四千貳百九拾壹圓四拾貳錢九厘

第一款 事務所費

第一項 俸給及諸給

第二項 需要費

第三項 設備費

第二款 事業費

第一項 事業費

第三款 郡有基金繰入

第一項 郡有基金繰入

△金貳千四百參拾六錢  
 △金貳千九拾壹圓七拾五錢

△金千八百四圓  
 △金千七百五拾六圓

△金百參拾圓參拾六錢  
 △金百貳圓壹錢

△金百七拾圓  
 △金貳百貳拾參圓七拾四錢

△金貳千貳百四拾壹圓  
 △金千六百五拾圓九拾七錢參厘

△金貳千貳百四拾壹圓  
 △金千六百五拾圓五拾七錢參厘

△金七拾五圓  
 △金七拾五圓

△金七拾五圓  
 △金七拾五圓

第四款 豫備費

第一項 豫備費

歲出經常部合計 金四千四百六拾壹圓  
 歲出總計 金參千八百拾七圓七拾貳錢參厘

△金四拾圓六拾四錢  
 △金貳拾六圓

△金四拾圓六拾四錢  
 △金貳拾六圓

第一款 農事講習所購入費本年度支出額

第一項 農事講習所購入費本年度支出額

第二款 土地購入費

第一項 土地購入費

歲出臨時部合計 金百貳拾貳圓  
 歲出總計 金四千五百八拾參圓

△金百圓  
 △金百圓

△金百圓  
 △金百圓

△金貳拾貳圓  
 △金貳拾圓七拾錢

△金貳拾貳圓  
 △金貳拾圓七拾錢

歲入歲出差引費金參百五拾參圓六厘  
 雙年度繰越金

雙年度繰越金

大正四年度群馬縣利根郡有基金歲入歲出決算

歲入ノ部

(△印ハ決算額)

第一款 財產收入

金八拾七圓九拾七錢  
金八拾八圓拾壹錢

第一項 動產收入

金八拾七圓九拾七錢  
金八拾八圓拾壹錢

第二款 基金繰入

金千五百八拾七圓四拾五錢  
金千參百五拾五圓

第一項 基金繰入

金千五百八拾七圓九拾五錢  
金千參百五拾五圓

第三款 郡有基金

金百九拾圓  
金百八拾九圓七拾五錢

第一項 郡有基金

金百九拾圓  
金百八拾九圓七拾五錢

歲入總計

金千八百六拾五圓九拾貳錢  
金千六百參拾貳圓八拾六錢

歲出ノ部

第一款 郡有基金

金二百四十四圓九十七錢  
金二百五十二圓八十四錢五厘

第二項 郡有基金

金二百四十四圓九十七錢  
金二百五十二圓八十四錢五厘

第二款 諸稅負擔

金三十三圓  
金二十五圓壹錢五厘

第一項 諸稅

金三十三圓  
金二十五圓壹錢五厘

第三款 郡費繰入

金五百八十七圓九十五錢  
金三百六十五圓

第一項 郡費繰入

金五百八拾七圓九十五錢  
金三百六十五圓

第四款 土地購入費

金壹百圓  
金九百九十圓

第一項 土地購入費

金壹百圓  
金百九十圓

歲出總計

金千八百六拾五圓九拾貳錢  
金千六百參拾貳圓八拾六錢

大正四年度群馬縣利根郡羅災救助基金歲入歲出決算

(△印ハ決算額)

歲入ノ部

第一款 羅災救助基金

金四百四拾圓  
金四百八拾圓七拾貳錢

第二項 益金

金四百四拾圓  
金四百八拾貳圓七拾貳錢

歲入總計 金四百四拾圓  
△金四百八拾二圓七拾二錢

歲出之部

第一款 羅災救助基金

第一項 救助費

第二項 基本編入

金四百四拾圓  
△金四百八拾圓七拾二錢

金六拾圓  
△金

金參百八拾圓  
△金四百八拾圓七拾二錢

歲出總計 金四百四拾圓  
△金四百八拾圓七拾二錢

利根郡農會農事指導員規程左記ノ通相定ム

大正六年四月一日

利根郡農會長

野中富三郎

利根郡農會農事指導員規程

第一條 本會ハ農事ノ改良發達ヲ圖ルル目的トシ本規程ニ依リ農事指導員ヲ設置ス

第二條 農事指導員ノ定員ハ會長便宜之ヲ定ム

第三條 農事指導員ハ本部立農事講習所卒業生ニシテ現ニ農事ニ從事セル者ノ中ヨリ會長之ヲ囑託ス  
但必要アルトキハ甲種農業學校卒業者縣立農事試驗所撰拔講習修了者又ハ公立實業補習學校  
農業科担当教員中ヨリ之ヲ囑託スルコトアルヘシ

第四條 農事指導員ハ本會ノ命ヲ承ケ率先シテ農事改良事項ヲ遂行シ之カ普及獎勵ニ努メ且ツ所屬町  
村内ニ於ケル當業者ノ指導ニ任スルモノトス

第五條 農事指導員ハ本會ノ招集ニ應シ若クハ諮問ニ答フルノ義務ヲ有ス

第六條 農事指導員ヲ囑託シタル者ニ對シテハ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ年手當及招集手當ヲ支給ス

第七條 前條ノ年手當ハ年度末ニ於テ之ヲ支給シ招集手當ハ招集ノ都度之ヲ支給ス

第八條 本規程ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

利根郡農會農事指導員

農事指導員規程第三條ニ依リ五月十九日付ヲ以テ囑託セラレタル指導員左ノ如シ

沼田町	吉澤	山本	栗原	丸山	栗原	津久井	倉品	松井	小野	岡田	井上	東村
銀治	尚一	孝七	德藏	忠八	昌介	正八	武雄	勝一	滿雄	滿雄	武治	東村

片品村	三浦	田邊	小林	星野	齊藤	高山	左部	齊藤	木内	根岸	片野	高井	片野	古馬	全
久	季次	繁次	巧一	求女	義嘉	梅二	賢	啓	亮太	武一	淺雄	金作	甚一	馬	全

全	赤	全	糸	久	全	全	新	全	桃	全
	城		之	呂			治		野	
	根		瀨	保			村		村	
	村		村	村						
林	津	後	後	倉	原	原	原	千	原	佐
	久	藤	藤	澤	澤	澤	澤	明	澤	藤
直	井	寅	喜	廣		太	知	泰	賢	本
治	德	寅	代	司	英	磨	明	明	齊	太
	二	雄	二							

○利根郡海軍志願兵並ニ其ノ成績

大正六年度ニ於ケル海軍志願者ハ總計十四名ナリシカ其内拾名ノ合格者ヲ見タルハ縣下最優ノ成績ヲ得タルモノト云フヘク而シテ右合格者中採用セラレタルモノ左ノ如シ

利	南	村	機	關	兵	小	川	龜	吉
白	澤	村	水	兵	小	林	小	源	太
古	馬	牧	機	關	兵	鈴	木	源	司
新	治	村	水	兵	林		松	枝	
糸	之	瀨	村	軍	樂	生	竹	吉	仲
							治		

右五名ハ六月一日横須賀海兵團ニ入團シタルモノ内一名白澤村小林小源太ハ疾病ノ爲採用ヲ取消シタ

○六週間現役兵相當者ノ身体検査成績

本年度利根郡六週間現役兵相當者身体検査ノ結果左ノ通リ終結セリ

町村名	沼田町	利南村	白澤村	東村	片品村	川場村	池田村	薄根村	古馬牧村	水上村
尋常小學校未卒業者	二	四	二	二	二	三	一	二	一	一
未就學	五	一	四	二	三	一	一	一	三	一
退學	七	五	六	四	五	三	二	二	三	二
計	一三	一〇	七	九	八	九	七	五	三	六
尋常高等科	一三	一四	一〇	九	八	八	六	二	二	六
修了者	一三	一四	一〇	九	八	八	六	二	二	六
高等	九	七	八	八	七	二	二	九	〇	七
卒業	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一
中等教育ヲ受ケタルモノ	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一
卒業中途退學	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一
卒業中途退學	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一
其他	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
合計	四二	四八	二九	五五	三〇	三〇	三〇	二九	四二	二一

○大正六年度利根郡壯丁教育程度別表

体格等位	第二乙種	第一乙種	甲種	甲種	甲種	甲種	第二乙種
摘要	徵集	全	徵免	徵集	全	全	徵免
本籍地	利南村	川場村	沼田町	全	川田村	全	池田村
氏名	久呂保校訓導	關 濤四郎	廣 瀬 浩	山 崎 恭二	根 岸 實治	塩 野 欽六	高 山 文十

町村名	農業	工業	商業	商業	雜	其他	自己ノ氏 名ヲ記シ 得サル者	計
沼田町	一二	一三	一四	三	一	三	一	四二
利南村	三九	五	二	一	一	二	一	四八
白澤村	二三	三	二	一	一	一	一	二九
東村	四二	六	七	一	一	一	一	五五
片品村	二九	五	一	一	一	一	一	三〇
川場村	二八	五	一	一	一	一	一	三四
池田村	二九	一	一	一	一	一	一	三〇
薄根村	二六	一	一	一	一	一	一	二九
古馬牧村	二五	一	一	一	一	一	一	四二
水上村	一六	四	三	一	一	一	一	二一
桃野村	三〇	三	二	一	一	一	一	三七

○大正六年利根郡壯丁職業別表

計	赤城根村	余之瀨村	久呂保村	川田村	新治村	桃野村
二二				一	一	
四六		七		一	二	五
六六		七		二	三	五
一四〇	四	八	五	〇	〇	二
一四六	一	二	五	二	二	八
一六二	三	六	八	二	二	二
二〇		一		〇		
五						
四				一		
一				一		
一						
五四五	二〇	二四	一八	三九	四七	三七

町村名	尋常小學校未卒業者				舊令尋常科卒業				舊高等二學年終了、新尋常科卒業者				高等科卒業				合計			
	甲	乙	丙	丁	甲	乙	丙	丁	甲	乙	丙	丁	甲	乙	丙	丁				
古馬牧村	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4	4	4
薄根村	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4	4	4
池田村	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4	4	4
川場村	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4	4	4
片品村	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4	4	4
東村	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4	4	4
白澤村	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4	4	4
利南村	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4	4	4
沼田町	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4	4	4
新治村	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4	4	4
川田村	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4	4	4
久呂保村	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4	4	4
糸之瀬村	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4	4	4
赤城根村	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4	4	4
計	4	3	5	5	2	5	5	5	3	7	7	7	3	5	5	5	15	15	15	15

○壯丁教育成績調査表

(國語科)

大正六年五月調査

町村名	尋常小學校未卒業者	舊令尋常科卒業	舊高等二學年終了、新尋常科卒業者	高等科卒業	合計
新治村	4	1	3	3	11
川田村	3	1	2	2	8
久呂保村	1	1	1	1	4
糸之瀬村	2	1	1	1	5
赤城根村	1	1	1	1	4
計	11	5	9	9	34

合計	赤城根村	糸之瀬村	久呂保村	川田村	新治村	桃野村	水上村
1							
5							
5							
2							
8							
20							
6							
11							
13							
35							
55							
29							
21							
23							
48							
53							
26							
17							
7							
25							
33							
91							
181							
145							
84							

○壯丁教育成績調査表 (算術科)

大正六年五月調査

町村名	尋常小學校未卒業者				舊令尋常小學校修了、新令尋常小學校卒業				合計
	未就學	半途退學	計	後卒業	修了、新令尋常小學校卒業	計	高等科		
沼田町	1	1	2	1	1	2	1	6	8
利南村	1	1	2	1	1	2	1	7	7
白澤村	1	1	2	1	1	2	1	7	7
東村	1	1	2	1	1	2	1	7	7
片品村	1	1	2	1	1	2	1	7	7
川場村	1	1	2	1	1	2	1	7	7
池田村	1	1	2	1	1	2	1	7	7
薄根村	1	1	2	1	1	2	1	7	7
古馬牧村	1	1	2	1	1	2	1	7	7
合計	10	10	20	10	10	20	10	70	70



計	赤城根村	糸之瀨村	久呂保村	川田村	新治村	桃野村	水上村
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1	1
15	1	1	1	1	1	1	1
20	1	1	1	1	1	1	1
25	1	1	1	1	1	1	1
30	1	1	1	1	1	1	1
35	1	1	1	1	1	1	1
40	1	1	1	1	1	1	1
45	1	1	1	1	1	1	1
50	1	1	1	1	1	1	1
55	1	1	1	1	1	1	1
60	1	1	1	1	1	1	1
65	1	1	1	1	1	1	1
70	1	1	1	1	1	1	1
75	1	1	1	1	1	1	1
80	1	1	1	1	1	1	1
85	1	1	1	1	1	1	1
90	1	1	1	1	1	1	1
95	1	1	1	1	1	1	1
100	1	1	1	1	1	1	1
105	1	1	1	1	1	1	1
110	1	1	1	1	1	1	1
115	1	1	1	1	1	1	1
120	1	1	1	1	1	1	1
125	1	1	1	1	1	1	1
130	1	1	1	1	1	1	1
135	1	1	1	1	1	1	1
140	1	1	1	1	1	1	1
145	1	1	1	1	1	1	1
150	1	1	1	1	1	1	1
155	1	1	1	1	1	1	1
160	1	1	1	1	1	1	1
165	1	1	1	1	1	1	1
170	1	1	1	1	1	1	1
175	1	1	1	1	1	1	1
180	1	1	1	1	1	1	1
185	1	1	1	1	1	1	1
190	1	1	1	1	1	1	1
195	1	1	1	1	1	1	1
200	1	1	1	1	1	1	1
205	1	1	1	1	1	1	1
210	1	1	1	1	1	1	1
215	1	1	1	1	1	1	1
220	1	1	1	1	1	1	1
225	1	1	1	1	1	1	1
230	1	1	1	1	1	1	1
235	1	1	1	1	1	1	1
240	1	1	1	1	1	1	1
245	1	1	1	1	1	1	1
250	1	1	1	1	1	1	1
255	1	1	1	1	1	1	1
260	1	1	1	1	1	1	1
265	1	1	1	1	1	1	1
270	1	1	1	1	1	1	1
275	1	1	1	1	1	1	1
280	1	1	1	1	1	1	1
285	1	1	1	1	1	1	1
290	1	1	1	1	1	1	1
295	1	1	1	1	1	1	1
300	1	1	1	1	1	1	1
305	1	1	1	1	1	1	1
310	1	1	1	1	1	1	1
315	1	1	1	1	1	1	1
320	1	1	1	1	1	1	1
325	1	1	1	1	1	1	1
330	1	1	1	1	1	1	1
335	1	1	1	1	1	1	1
340	1	1	1	1	1	1	1
345	1	1	1	1	1	1	1
350	1	1	1	1	1	1	1
355	1	1	1	1	1	1	1
360	1	1	1	1	1	1	1
365	1	1	1	1	1	1	1
370	1	1	1	1	1	1	1
375	1	1	1	1	1	1	1
380	1	1	1	1	1	1	1
385	1	1	1	1	1	1	1
390	1	1	1	1	1	1	1
395	1	1	1	1	1	1	1
400	1	1	1	1	1	1	1
405	1	1	1	1	1	1	1
410	1	1	1	1	1	1	1
415	1	1	1	1	1	1	1
420	1	1	1	1	1	1	1
425	1	1	1	1	1	1	1
430	1	1	1	1	1	1	1
435	1	1	1	1	1	1	1
440	1	1	1	1	1	1	1
445	1	1	1	1	1	1	1
450	1	1	1	1	1	1	1
455	1	1	1	1	1	1	1
460	1	1	1	1	1	1	1
465	1	1	1	1	1	1	1
470	1	1	1	1	1	1	1
475	1	1	1	1	1	1	1
480	1	1	1	1	1	1	1
485	1	1	1	1	1	1	1
490	1	1	1	1	1	1	1
495	1	1	1	1	1	1	1
500	1	1	1	1	1	1	1

○大正六年度壯丁教育調査表

科目	成績					尋常小學校ヲ卒業セサルモノ	尋常小學校卒業者	併合高等小學校二年修了者	併合尋常小學校卒業者	高等小學校卒業者	合計
	計	甲	乙	丙	丁						
國語	21	1	5	20	44	65	128	144	166	503	
算術	14	1	8	20	44	65	128	144	166	503	
英語	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
合計	21	1	5	20	44	65	128	144	166	503	
計	21	1	5	20	44	65	128	144	166	503	
未就學者	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
半途退學者	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
計	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
尋常小學校卒業者	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
併合高等小學校二年修了者	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
併合尋常小學校卒業者	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
高等小學校卒業者	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
合計	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	

町村名	人檢査	甲合	乙合	計	甲百	乙分	乙分	計比	丙以下
沼田町	百七	一七	五	二二	二九、八	一〇、六	二六、三	五七、八	二四
利南村	四四	一八	四	二二	四〇、八	二、一	九、一	五三、三	三
白澤村	二六	二	二	四	四六、〇	七、六	一九、二	七三、〇	七
東村	三三	二〇	二	二二	四八、八	七、三	二〇、〇	七八、〇	九
片品村	三六	一九	三	二二	四七、八	七、三	二二、九	七八、〇	九
川場村	三三	二一	六	二七	五七、一	八、三	二二、二	八三、三	六
池田村	二八	二	二	四	四八、九	一七、二	二一、五	八三、七	五
薄根村	三二	一	一	二	四八、九	一〇、八	二七、〇	七〇、五	一〇
計	三〇	一五	一三	二八	三〇〇、〇	三三、三	一三三、三	一、六六六	一一

○大正六年度壯丁町村別合格者調査表

備考 自己ノ姓名ヲ記シ得サル者三人

國語	算術	平均		
甲	乙	丙	丁	計
一五八	一二七	一一五	一〇三	五〇三
七	四〇	三三	二三	一六六
三六	四一	三七	三〇	一四四
四六	三六	二二	二五	一二八
五	〇	二五	二五	六五
五	八	二一	一〇	四四
一	二	四	一五	二二

計	赤城根村	糸之瀬村	久呂保村	川田村	新治村	桃野村	水上村	古馬牧村
四百八	一一	二二	二二	三三	四四	五五	六六	七七
四六八	一一	二二	二二	三三	四四	五五	六六	七七
二〇七	一一	二二	二二	三三	四四	五五	六六	七七
五六	一一	二二	二二	三三	四四	五五	六六	七七
一〇九	一一	二二	二二	三三	四四	五五	六六	七七
三七三	一一	二二	二二	三三	四四	五五	六六	七七
四四二	一一	二二	二二	三三	四四	五五	六六	七七
一一九	一一	二二	二二	三三	四四	五五	六六	七七
二二三	一一	二二	二二	三三	四四	五五	六六	七七
七九四	一一	二二	二二	三三	四四	五五	六六	七七
九六	一一	二二	二二	三三	四四	五五	六六	七七

○歐洲交戦各國兵員補充ノ概況

近世兵器其他戦争技術の進歩に依り戦争の勝敗は其軍隊訓練の精度及兵數の多寡に關すること益々顯著となり従て各國共に軍隊の教育及兵數増加に努力するに至れり之か爲現今各國軍は何れも未曾有の戦闘人員を擁するに至り又火器の精銳に因る死傷の増大と激戦の頻發とに依り損傷補充の爲莫大の人員を要するを以て兵員補充の問題は益々重要なる因子たるに至れり而も戦争永續の結果交戦各國何れも其補充資源漸く涸渇せむこし従て種々の方策を講し苟も戦争の勤務に堪ふる者は一人も空しくせさらむことを努むるの状恰も餓者の飯粒を惜むか如きものあり其結果として或は紅顔の少年を戦線に使用し或は纖弱の婦女子をして巡查、消防夫、車掌、運轉手等男子の職業を代用せしむるか如き己に世人の知る所の如し今茲に此等各國人員補充の概況を述べむ。

一、豫備役後備役及補充兵役者の召集

豫備役及後備役者は開戦當初の動員に於て殆ど全召集せられたるは言を俟たず補充兵役者も平時より軍隊教育を受けたる者(以下之を既教育と稱す)は亦第一の動員に於て召集せられ又未だ軍隊教育を受けざる者(以下之を未教育と稱す)も戦争の初期に補充隊に召集せられて一旦教

育を受け漸次戦線に使用せられたり

### 二、國民兵の召集

佛國の如きは第一の動員に於て既教育國民兵の大部を召集せり獨、埃に於ても開戦當初に既教育國民兵の一部を召集し内地・兵站線等の守備に充てたりしか戦場の擴大と共に之を第一線に使用するに至り従て殘餘の既教育國民兵も漸次召集せらるゝに至れり

徴兵適齡以上の未教育國民兵も漸次召集せられ一旦教育を受けても場に用ゐらるゝは補充兵と異なることなし

### 三、徴兵年次の繰り上げ

丁年以上未教育國民兵は概ね平時の徴兵検査に於て体格劣等なりし者なるを以て其の戦闘能力は充分ならざる所あり之に反し徴兵適齡に接近せる未丁年者は体格上及員数上未教育者中の最重要なる分子なり従つて兵員補充の切迫を豫想するや各國共に徴兵年次を繰り上げ之等未丁年者を徴集し之が教育を開始し逐次弱年次の者に及ぼせり今二三の國に就き其徴集年月の概要を示せば左の如し

年次區分	佛	露	獨	國	埃	國
一九一四年兵	一九一四年九月	一九一四年九月	一九一四年七月乃至十二月	一九一四年十月		

一九一五年兵	一九一五年一月	一九一五年五月乃至六月	一九一五年十月		
一九一六年兵	一九一五年八月	一九一五年八月乃至九月	一九一五年一月		
一九一七年兵	一九一六年一月	一九一六年一月乃至二月	一九一五年四月		
一九一八年兵	一九一六年五月	一九一六年七月以後	一九一六年十月		
一九一九年兵	一九一七年	最近徴集セラルヘシ			

即ち一九一七年に就て之を見るに佛露獨は約二年埃は二年半、一九一八年兵に於ては露獨は約二年半、埃佛は約二年だけ平時より早く入營せしめたるものなり

### 四、英國の徴兵令施行

從來英國に於ては志願兵制度を採用し開戦の初期に在りても依然此の制度を變更せずして兵員の徴集を努めしも漸次其の成績不良となり一九一五年末遂に「タービー」郷徴募案を實施するに至りしか此の時期に於て英國々民は九月に於ける佛國戦場の英軍攻勢の失敗巴爾幹作戦の失敗及露國々民の英國に對する怨嗟甚しきに鑑み戦争に對する國民思想に一層の緊縮を來たし此の「タービー」郷案にして不成績に終らんか強制的徴兵令は必然の結果として出現すべく齊しく兵役の免かるへからざるものとせば寧ろ「タービー」郷案に從ひる少の特權(佛國式に依り徴集の猶豫を得)及名譽を保存するに如かずと慮

りし爲其の成績大に見るものありて兵役適齡男子總數中兵役應募の届出を爲せし者約三百八十三万即ち總數の約百分の五十六に達せり斯くの如く「タービー」郷徵募案は盛況を以て終りしも戦況は到底期の如き緩慢なる手段を以て満足すること能はず遂に一九一六年二月三日所謂條件付徵兵令を公布し滿拾八才より滿四拾壹才迄の男子を徴募せしむるに當りては、凡そ小兒を有せざる際夫は總て兵役に服すべし義務を有するものと規定せられんとす。然るに尙多くの兵員は、凡そ小兒を有せざるに當りては、尙ほ偏頗的義務の不合理なるに顧慮し遂に同年五月一日的徵兵令を公布し左の如く兵役義務を制定す。一、至れり。

有す

一、滿十八才より滿四拾一才迄の男子にして大列強に常任する英國臣民は兵役に服するの義務を有す

二、滿十九才に達せる男子に對しては爲し得る限り外國勤務に従事せしめざるものとす

三、海軍兵役服務希望の者に對しては海軍省先づ必要に従て之を召集す

五、兵役年限の延長及戰時勤務強制法案

獨國に於ては滿十七才より兵役の義務を有するか故に未だ丁年者を召集するも兵役年を變更するの必要なきも露佛に於ては兵役は丁年を以て始まるか故に徵兵適齡以前の者の徵集は兵役開始年限の早めたることに當るへし又獨國は平時の兵役法に依り又佛國は戰時特別の規定を以て戰爭間兵役の轉移を停止したるを以て開戰當時の最古年國民兵(獨國は滿四十五才佛國滿四十八才)は今尙兵役に在り故に

此等は兵役年限を延長したるの形を爲す斯の如く各國或は平時の法律に依り又は戰時特別の規定に依り兵役年限は事實上何れも多少増大せるを見るも其の最甚しきものは埃匈國とす即ち同國兵役義務は開戰前は滿十九才より滿四十二歳なりしに一九一五年五月を以て此等の兵役義務者悉皆召集し盡したるを以て同月法律を制定して兵役を滿十八歳より滿五十歳迄に延長し一九一六年一月に至り更に之を滿五十五歳迄延長せり

最近の情報に依れば一九一六年十一月二十三日獨國に於ては滿十七歳より滿六十歳迄の男子にして未だ召集せられざる者に對し戰爭に關係を有する内地補助勤務に服するの義務を負はしむべき法律案を公布し官公衙の勤務軍事工業山林業傷病兵看護戰時經濟機關其他直接間接獨軍戰闘力増補に必要な業務に就かしむるに至れり

六、兵役免除の再身体検査

平時の徵兵検査に於て不合格(我か丁種)なりし者又は平時服役中傷疾疾病の爲に兵役免除となりし者も年月の経過と共に身体發育又は治療の結果兵役に堪ふるに至りし者あり又兵員補充の必要上平時の合格例規を一層低下するの必要を生し一方には又戰時勤務の中には身体に故障ある者にも堪ふる仕事なきにあらす而して此等の仕事を強壯なる者に充つるは戰線の兵力を減し不經濟なるを以て各國共に兵役免除者の再身体検査を行ひ健康程度比較的良好なる者は再び兵役に就かしむるに至れり之を

最も早く實施したるは佛國にして既に一九一四年十二月之を行ひたり次は埃國にして一九一五年六月の頃に之を始め獨國は一九一五年九月に兵役免除者身體再検査に關する法律を制定し直に實施に著手せり其他露國亦之を實施せるを見る斯くて各國共に苟も何等かの軍務に堪ふる者は一人も餘さず召集するの勢となれり

#### 七、志願兵募集

義務兵役制を採用せる國にして志願兵應募の最も盛なりしは獨國にして開戰當時の如き其の應募數二百万に達せりと稱せり其他露佛埃共に此の方法を採れり然れども志願兵の採用は各國共に本戰役の初期に於て之を行ひ其の後は法律に依りて前諸項の如く苟も健康程度の兵役に堪ふべきを論及狀態に在る者は悉皆擧げて兵役に就かしむるに至りし結果目下に於ては志願兵として採用する者殆どなかるべし

#### 八、犯罪者の特赦

獨國に於ては開戰後一九一六年一月迄の間に左の如き特赦を行ひ以て直接間接に兵員を増加したり

- 一、収禁中の現役下士以下及同在郷下士以下にして召集せられたる者の大部
- 二、収禁中の國民兵役下士以下にして召集せられたる者の大部
- 三、収禁中の一般人民にして形輕易なる者（概ね二年以下の刑但し犯罪の種類に制限を附す）

四、逃亡其他に依り兵役義務を缺きし者にして一定の期日迄に復歸自首したる者

五、戰役参加者に對し輕罪（概ね五年以下の刑に當る）の罪及重罪の一部の訴訟手續を廢止す

六、戰役参加者全部に對し訴訟手續を中止す

七、戰役参加者にして其宣告を受けたる刑又は已に服役中刑の殘餘の一年以下なる者

#### 九、海軍兵の陸戰使用

海軍に於ては兵力の補充を要すること陸軍の如く大ならざるか爲佛國の如きは卒先其の豫後備役兵を陸軍に轉役せしめて使用し獨國に於ても亦之を倣ひたり其他海兵を陸戰に使用することは各國共に之を實行せり

一〇、婦女子等を以て壯年男子の職業に交代

戰線に一兵をも多く出さむか爲には國內に於ける壯年男子の採りし業務も成るべく老人婦人小兒等を以て交代する必要なることは言を俟たず各交戰國に於て世人の既に知る如く婦人が男子の職業を執り其の範圍は各種の職業及勞働に至り中には男子をして後に瞳若たらしむるものあり其の内重なるものを擧ぐれば左の如し

#### 軍需品製造（男性的勞働作業）造船所職工

戰線の後方に於ける彈藥運搬散兵壕塹開兵營内の補助勤務（書記の類）

軍馬調教、巡查、消防夫、

鐵道電車を含む(従業員(車掌運轉手改札人信號手線路工夫機關車掃除人列車食堂の給仕等)

自動車運轉手

郵便配達(環線附近に迄至るもの)郵便馬車の馭者食料品石炭其の他物品配達人

道路掃除人煙筒掃除人窓掃除人點燈婦

旅館の荷物運搬人昇降機操縦者荷物馬車の馭者

右の外各種の勞働又は職業に互る

### 一一、外國人聯隊

佛國には外國人聯隊なるもの平時より組織しありて外國人の志願兵ヲ募り開戦後佛軍は之を戦線に使用し其の成績見るべきものありと云ふ而して之か補充には依然として外國人の志願兵を以て之に充てあり其の志願兵も亦尠からずと傳ふ

## ○痘瘡豫防心得

大日本私立衛生會編

痘瘡(疱瘡とも天然痘ともいふ)は急性傳染病中最も怖るべき病なれども最も確實にして最も輕便なる豫防法の備はれるも此の病なり、痘瘡唯一の豫防法は種痘にして一國の民、人殘らず種痘を済し居らんには其國に絶て痘瘡の入り込むべき筈なく、痘瘡に罹つて苦しむもの、人もなき筈なり、然るを世間往々種痘を怠るものあるか爲めに年々多少の流行を免かれずして幾百幾千の牛靈の犠牲にするは此文明の世の中に誠に恥かしく嘆はべき次第なり、今回も亦た各地方に非常の勢ひを以て流行を來しつゝあり、各自大警戒を以て豫防を實行せられんことを希望す

### ○種痘

一、痘瘡に對する唯一の豫防法は種痘なり、故に當時にありても、國民は一般に出生後一年以内に種痘し、更に數へ年十歳にして再種を行ふの規定なり、蓋し種痘善感後一定の期間は痘瘡に對する免疫質を得て病毒の感染を免かるゝものなればなり、然れども種痘によりて生ずる免疫は、各個人の素質は勿論、種痘後の年月久しきに涉るときは消失するものなれば、痘瘡流行の際には未種痘者は素より、既に種痘したるもの又は痘瘡にかゝりしことあるものども、更に種痘を行ひて一層痘瘡に對する抵抗力を完全になし置かざるへからず、但に種痘を施しても善感したるものにあらざれば、免疫質

を生ずるものにあらず。

扱て又種痘若くは痘瘡によりて得たる免疫力の持續する間は、種痘は不感なるものなれども、痘苗の不良なる爲め、又は種痘法の不完全等より、不感に終ることあれば、不感なりとも直ちに免疫質ありと安心すへからず、かゝる場合には、效力の大なる痘苗を用る信頼すへき醫師に就て、更に種痘を受くるを要す。

種痘したるものと雖も、二週間以上を經過せざれば、免疫質は生ぜざるを以て、決して病毒に接近せざる様注意すへし。

職務上病毒に接近するの機會多き醫師、看護婦、警察官等は勿論。其他交通機關の衝に當る鐵道職員、郵便局員等は、最も早く種痘を履行せざるへからず、其他多人數の出入する學校工場旅館等も亦同様なり

二、種痘中は面部、手指を洗ひ、又腰湯をなすは妨げなきも、感冒に罹らぬ様注意すること緊要なり、落珈期までは入浴すへからず、飲食物衣服等は凡て平日の通りにて妨げなきも、襦袢は垢着かざるを可とし、食物は不消化物を忌む、痘疱の出來た場合には、之を摩擦し掻き毀わし、或は獅を無理に剝さる様注意すへし。種痘中若し高き熱を發するか、又は他の發疹の發したる時は、直ちに醫師の診察を乞ふ可し。

種痘後六日乃至八日に種痘醫の點檢を受け、必ず種痘證を買ひ置き、臨時點檢の用に供すへし若し不感ならば、更に種痘し置くを良しとす。

#### ○痘 毒

三、痘瘡毒は主として水疱乃至膿疱内に含まれ、極めて抵抗力に富み、乾燥したる状態にては、頗る長く其感染力を保有する者なり。

四、輕症患者の病毒も其實決して弱きにあらず

されば他へ傳染したる後には極めて重き症狀を呈すること多し、然るに輕症の病人の重症者よりも起臥共に自由なるも又一には輕症なるか爲め人の怖れざるより、他の健康者に接する機會多し、從て病毒を散播することは重症者よりも一層甚し、是れ最も危険なるものにして、流行の根元なれば決して輕々に觀過す可からず、

獨り患者のみならず、患者の使用せる衣類、器具等も病毒を附着するものなれば、此等の物件を取扱ふもの例之、古衣商、紙屑商、洗濯屋等は特に注意すへし

#### ○豫 防

五、痘瘡の病毒は直接に病人ある家との交通によりて傳染し、又間接には病毒の附着したる物品、乃ち病人の使用せる寢具、衣類、其他家具等によりても媒介せらるゝのみならず、病人に接近せる健康

者により。或は空氣によりても其四隣に病毒散布せらるへければ、病人の發生したる場所にては、嚴重なる消毒を施し病毒の散蔓を防ぐこと緊要なり、又病人の出たる家など、交通することは最も危険なれば、堅く避けざるへからず。

六、痘瘡の蔓延を防ぐには、患者と交通せざるを第一とす、故に決して患者を其家に止むることなく直に一定の隔離病舎に移すへし、蓋し隔離病舎には、常に患者をして適當なる治療と、看護等を受けしむるの設備あるのみならず、又病毒の散蔓を防ぐの施設あるを以てなり、故にかゝる痘瘡隔離病舎には職務上止むを得ざるもの、外は決して出入すへからず、又病舎に關係あるものは他の健康者と接することを避けざるへからず

#### （消 毒）

七、患者の發生したる場合には、室内は毎日消毒薬を用ひて洗ひ、空氣の流通を能くすへし、總て患者の使用せる物は、蒸氣消毒又は消毒薬（五%石炭酸、リゾール石鹼等）にて消毒すへし、殊に患者の水疱又は膿疱の内容物が乾燥するときは、極めて抵抗力大なる病毒を含み何時他へ、感染せぬとも限らざるを以て、綿帯の如き膿汁に汚染したるものは、直に焼却するか又は消毒薬にて消毒す可し。八、痘瘡患者の平癒したるものも、尙皮膚に痂皮等の附着する間は、四圍に病毒を散布するの危険あるものなれば、石鹼を以て屢々體を清め、尙醫師の指揮に従ひ皮膚面を消毒し、危険なきに至りて後

初めて他と交通すへし。

九、患者の一度び止まりたる室内は、器具等を他へ動かすことなく其まゝになし置き、醫師の指揮に従ひ、根本的消毒を施すへし。

十、痘瘡患者の死體は傳染の危険極めて大なり、故にかゝる死體に湯灌等を行ふは、最も病毒を他へ散蔓するの危険多きものなれば、檢疫醫官の指揮に従ひ出來得る丈け速に消毒納棺して火葬に附すへし。

十一、患者の寢具、衣類其他の用品は、如何なる事情あるも、決して直ちに之を他に轉用し、或は他へ授與す可からず、是等の物品は病毒を含む故、嚴重なる消毒を施さざるへからず、其他上記の物品は消毒せずして、之を搬出することも亦嚴禁なり。

○品評會開催度數調

大正元年

主催団体名	品評會ノ種類	開設年月	出品人員	出品 總点数	全上中 受賞点数	備考
沼田町農會	農産物立毛品評會	大正元年十月	七八	一一一	八〇	
利南東報徳社	立毛品評會	大正元年九月	六四	六四	三九	
薄根村農會	稻立毛品評會	大正元年十月	一二六	一二六	一〇三	
古馬牧村青年會	農産物手工品	大正元年十月	五七一	五七一	?	
上牧支部	品評會	大正元年十月	六〇	一六〇	一〇〇	
川田村農會	大小麥立毛品評會	大正元年五月	六六	六六	六六	
全	稻立毛品評會	大正元年十月	三九	三九	三九	

大正二年

沼田町農會	農産物立毛品評會	大正二年十月	九五	一八二	一二九	
利南村農會	立毛品評會	大正二年九月	一八〇	一八〇	一二九	
利南東報徳社	立毛品評會	大正二年九月	六二	六二	三八	
全	立毛品評會	大正二年九月	一二八	一二〇	一〇〇	

白澤村農會	農産物品評會	大正二年二月	二七	二七	九二	九二
白澤村青年會	坪刈品評會	大正二年二月	三三八	三三八	一〇五	大豆
片品村農會	繭品評會	大正二年九月	九五	九五	四〇	稻大豆小豆粟稗
川場村農會	水稻多穫競争會	大正二年十二月	四六	四八	一一	
池田村	立毛品評會	大正二年九月	四七	四七	二一	
下會知青年會	農産物手工品	大正二年九月	四七	四七	二一	
古馬牧村青年會	品評會	大正二年十一月	二六	二六	九	
上牧支部	園藝品品評會	大正二年十一月	五二	一二五	一〇五	
水七村	農作物立毛品評會	大正二年十一月	三八	五六	三三	
小仁田報徳社	農作物立毛品評會	大正二年五月	三三	一七〇	八八	
桃野村	畜飼育品評會	大正二年五月	五三	一七〇	八八	
北桃信用組合	大小麥立毛品評會	大正二年六月	七七	七七	七七	
川田村農會	稻大豆立毛品評會	大正二年九月	七七	七七	七七	
全	農作物品評會	大正二年二月	一一〇	一四〇	七五	

大正三年

沼田町農會	農作物立毛品評會	大正三年十月	八六	一七七	一二九	
利南村農會	立毛品評會	大正三年九月	一六八	一六八	一一一	

利南東報德社	立毛品評會	大正三年九月	六四	六四	三九
白澤村農會	農產物品評會	大正三年二月	一三〇	一三二	八六
白澤青年會	坪刈品評會	大正三年二月	二一八	二一八	七六
川場村農會	水稻多稔競争會	大正三年十一月	三四五	三四五	八一大豆
池田	立毛品評會	大正三年九月	八三	八三	四〇稻、粟、大豆
下發知青年會	小作米品評會	大正三年三月	五七	五七	二一
薄根村地主會	水稻多稔競争會	大正三年十月	二六	二六	八
薄根村青年會	農作物品評會	大正三年十二月	五四	四三三	一九二
視田支會	園藝品々評會	大正三年十一月	三四	三四	三四
古馬牧村農會	大豆、小豆、稗、稻	大正三年十一月	四二〇	五八〇	三四五
水上村	立毛及籾、園藝	全	五二	一〇六	五八
小仁田報德社	粟、立毛及籾、園藝	全	四二五	六二〇	三一八
水上村農會	農作物立毛品評會	大正三年五月	六四	一三五	七一
北桃信用組合	農作物立毛品評會	大正三年五月	九七	九七	九七
桃野村農會	稻作立毛品評會	大正三年十月	七一	二四八	七一
新治村農會	農作物立毛品評會	全	七一	七一	七一
川田村農會	大小麥立毛品評會	大正三年五月	七一	七一	七一

全	稻大豆立毛品評會	大正三年十月	三九	三九	三九
沼田町農會	農作物立毛品評會	大正四年十一月	八七	一七九	一三〇
沼田町地主會	小作米品評會	全 十二月	六四	二〇六	一三六
利南村農會	立毛品評會	大正四年九月	一四四	一四四	一〇六
利南東報德社	籾品評會	大正四年九月	七三	七三	四〇
白澤村農會	立毛品評會	大正四年三月	一三八	一三八	四三
川場村農會	農產物品評會	大正四年三月	二七〇	二七〇	八二
川場村農會	水稻多稔競争會	大正四年十一月	三二一	三二一	九六大豆
川場村地主會	小作米品評會	大正四年三月	八一	八一	二九
池田村	立毛品評會	大正四年三月	五九	五六二	三〇
下發知青年會	立毛品評會	大正四年九月	二九	二九	八
全 奈良青年會	農產物品評會	大正四年三月	五六	一〇五	三二
全 發知新田青年會	立毛品評會	大正四年十月	四四	四四	三〇稻作立毛
薄根村地主會	小作米品評會	大正四年三月	五四	四五七	二九二
水上村	園藝品々評會	大正四年十月	六〇	一四二	八六
小仁田報德社	園藝品々評會	大正四年十月	六〇	一四二	八六

各部落ヨリ候  
補田ヲ選定シ  
出品セシメタ  
ルモノニ付全  
部入賞セリ  
一一五水稻、大豆、粟稗

桃野村農會

稻作立毛品評會

大正四年十月

六〇

六〇

六〇

全北桃信用組合

農作物立毛品評會

大正四年十月

六四

一〇二

五三

全上津上中下區青年聯合會

手工製作品々評會

大正四年三月

一〇四

一五一

四〇

新巻校同窓會

蔬菜類、果物

大正四年十一月

一六四

一九五

六一

川田村農會

大小麥立毛品評會

大正四年六月

八六

八六

八六

全

稻立毛品評會

大正四年十月

五二

五二

五二

大正五年

沼田町農會

農作物立毛品評會

大正五年十一月

一一二

二二九

一一五

全

堆肥品評會

大正五年十一月

一五二

一五四

二〇

利南村農會

堆肥品評會

大正五年十月

七八

七八

五五

利南東報德社

藥品評會

大正五年九月

七六

七六

四〇

白澤村農會

農作物品評會

大正五年三月

三三九

三三九

八二

全

堆肥品評會

大正五年三月

一五四

一五四

四二

全

農產物品評會

大正五年十二月

三三三

三三三

八二

各部落ヨリ候補田ヲ選定シ出品セシメタルモノニ付全部入賞セリ

川場村農會

堆肥品評會

大正五年九月

四三三

四三三

五〇

全地主會

小作米品評會

大正五年三月

六一

五七八

八五

池田村

立毛品評會

大正五年九月

二九

二九

九

全奈良青年會

農產物

大正五年三月

五二

九八

三〇

全發知新田青年會

立毛品評會

大正五年十月

四五

四五

二八

池田村農會

堆肥品評會

大正五年九月

一三六

一三六

五五

薄根村地主會

小作米品評會

大正五年三月

五四

四二〇

二四二

全古馬牧青年會

農作物及手工品々評會

大正五年三月

四五

一八〇

一一〇

全上牧支部

全

大正五年三月

六三

一五五

一〇〇

全真庭政所支部

農作物及手工品々評會

大正五年三月

五〇

二一〇

一八五

水上村農會

苗代品評會

大正五年五月

二六一

二六一

一二八

水上村

園藝品々評會

大正五年十一月

六二

一五〇

八九

小仁田報德社

上簇藥品評會

大正五年十一月

三五

四三

二六

全水上養蠶組合

手工製作品々評會

大正五年二月

一一一

一四七

四五

全桃野村上津上中下區青年聯合會

農作物立毛品評會

大正五年十月

六四

一一四

五七

新卷校同窓會	蔬菜類果物品評會	大正五年十一月	二二二	二二五	七六
新治村農會	堆肥品評會	大正五年十月	一八八	一八八	七二
川田村農會	大小麥立毛品評會	大正五年六月	七九	七九	七九
全	堆肥品評會	大正五年十月	二四一	二四一	七九
糸之瀨村農會	全	大正五年十一月	七七	七七	六三
全	大正六年				
沼田町地主會	小作米品評會	大正六年二月	五六	一六九	八八
薄根村地主會	全	大正六年三月	五四	四三七	二〇七
糸之瀨養蚕組合	生繭品評會	大正六年一月	三八	五一	五一

○利根郡農會役員選舉ノ結果及町村農會役員改選當選者氏名

○利根郡農會役員選舉ノ結果

本部農會役員ハ去ル三月三十一日滿期トナリタルヲ以テ六月九日臨時總會ヲ開キ選舉ノ結果左ノ通り當選シタリ

會長	野中富三郎	評議員	關準藏
副會長	高野善助	全	片野新助
縣農會議員	金井永次郎	全	林源五郎
全豫備議員	黒岩佐善太	全	阿部武三
評議員	小林光三郎		

○町村農會役員改選、當選者氏名

町村名	農會 會長	農會 副會長	部農會議員	全豫備議員	評議員
沼田町	高野善助	金子順太郎	高野善助	金子順太郎	榎山清兵衛 曾田寅吉 小淵半助 永井傳吉 都丸宇十郎
利南村	金井永次郎	小林甚太	金井永次郎	小林甚太	宇敷銀次郎 星野清之助 小井美鳥 大竹茂藏

白澤村	藤井 關藤	小林後六郎	增田 金作	桑原 桂藏	小林 光三郎	金子健三郎	星野 勝次郎	入澤 市平	關 準藏	桑原 仲藏	高山和二郎	松井真五郎	片野 新助	須田新太郎	增田 鷲治郎	松井 武作	鈴木周太郎	鈴木 貞司	後岡 源助	内海 新二郎	木村 常吉	澤 鶴五郎
東 村	高橋 廣松	星野 雅一郎	小林 光三郎	金子健三郎	星野 勝次郎	入澤 市平	關 準藏	桑原 仲藏	高山和二郎	松井真五郎	片野 新助	須田新太郎	增田 鷲治郎	松井 武作	鈴木周太郎	鈴木 貞司	後岡 源助	内海 新二郎	木村 常吉	澤 鶴五郎	藤井 貞次郎	藤井 嶋吉
片品村	田邊 要次郎	古野和二郎	星野 勝次郎	入澤 市平	關 準藏	桑原 仲藏	高山和二郎	松井真五郎	片野 新助	須田新太郎	增田 鷲治郎	松井 武作	鈴木周太郎	鈴木 貞司	後岡 源助	内海 新二郎	木村 常吉	澤 鶴五郎	藤井 貞次郎	藤井 嶋吉	藤井 貞次郎	藤井 嶋吉
川場村	宮田 曾吉	高井安兵衛	關 準藏	桑原 仲藏	高山和二郎	松井真五郎	片野 新助	須田新太郎	增田 鷲治郎	松井 武作	鈴木周太郎	鈴木 貞司	後岡 源助	内海 新二郎	木村 常吉	澤 鶴五郎	藤井 貞次郎	藤井 嶋吉	藤井 貞次郎	藤井 嶋吉	藤井 貞次郎	藤井 嶋吉
池田村	赤井 卷十郎	林 卷十郎	高山和二郎	松井真五郎	片野 新助	須田新太郎	增田 鷲治郎	松井 武作	鈴木周太郎	鈴木 貞司	後岡 源助	内海 新二郎	木村 常吉	澤 鶴五郎	藤井 貞次郎	藤井 嶋吉						
薄根村	長谷川 瀧之助	片野 新助	須田新太郎	增田 鷲治郎	松井 武作	鈴木周太郎	鈴木 貞司	後岡 源助	内海 新二郎	木村 常吉	澤 鶴五郎	藤井 貞次郎	藤井 嶋吉	藤井 貞次郎								
古馬牧村	增田 鷲治郎	松井 武作	鈴木周太郎	鈴木 貞司	後岡 源助	内海 新二郎	木村 常吉	澤 鶴五郎	藤井 貞次郎	藤井 嶋吉	藤井 貞次郎	藤井 嶋吉	藤井 貞次郎	藤井 嶋吉	藤井 貞次郎	藤井 嶋吉	藤井 貞次郎	藤井 嶋吉	藤井 貞次郎	藤井 嶋吉	藤井 貞次郎	藤井 嶋吉
水上村	鈴木周太郎	鈴木 貞司	後岡 源助	内海 新二郎	木村 常吉	澤 鶴五郎	藤井 貞次郎	藤井 嶋吉	藤井 貞次郎	藤井 嶋吉	藤井 貞次郎	藤井 嶋吉	藤井 貞次郎	藤井 嶋吉	藤井 貞次郎	藤井 嶋吉	藤井 貞次郎	藤井 嶋吉	藤井 貞次郎	藤井 嶋吉	藤井 貞次郎	藤井 嶋吉
桃野村	後岡 源助	内海 新二郎	木村 常吉	澤 鶴五郎	藤井 貞次郎	藤井 嶋吉	藤井 貞次郎	藤井 嶋吉	藤井 貞次郎	藤井 嶋吉	藤井 貞次郎	藤井 嶋吉	藤井 貞次郎	藤井 嶋吉	藤井 貞次郎	藤井 嶋吉	藤井 貞次郎	藤井 嶋吉	藤井 貞次郎	藤井 嶋吉	藤井 貞次郎	藤井 嶋吉
新治村	木村 常吉	澤 鶴五郎	藤井 貞次郎	藤井 嶋吉	藤井 貞次郎	藤井 嶋吉	藤井 貞次郎	藤井 嶋吉	藤井 貞次郎	藤井 嶋吉	藤井 貞次郎	藤井 嶋吉	藤井 貞次郎	藤井 嶋吉	藤井 貞次郎	藤井 嶋吉	藤井 貞次郎	藤井 嶋吉	藤井 貞次郎	藤井 嶋吉	藤井 貞次郎	藤井 嶋吉

川田村	黒岩佐善太	深代彌雄三	黒岩佐善太	深代彌雄三	藤塚 伸重郎	島田 秀雅	藤塚 伸重郎	島田 秀雅	藤塚 伸重郎	島田 秀雅	藤塚 伸重郎	島田 秀雅	藤塚 伸重郎	島田 秀雅	藤塚 伸重郎	島田 秀雅	藤塚 伸重郎	島田 秀雅	藤塚 伸重郎	島田 秀雅	藤塚 伸重郎	島田 秀雅
久呂保村	澤浦 權之助	堤 德重郎	澤浦 權之助	堤 德重郎	金井 利八	中島 榮作	南雲 木一郎	堤 多重郎	加藤 善平	根岸 輝之助	林 源五郎	林 辰造	金子 貞壽	吉野 虎重郎	石井 菊松	加藤 民平	藤井 竹次郎	角田 喜市	館本 新六	角田 辰次郎	藤井 竹次郎	角田 辰次郎
糸之瀬村	加藤 善平	根岸 輝之助	林 源五郎	林 辰造	金子 貞壽	吉野 虎重郎	石井 菊松	加藤 民平	藤井 竹次郎	角田 喜市	館本 新六	角田 辰次郎	藤井 竹次郎	角田 辰次郎								
赤城根村	藤井 貞次郎	藤井 嶋吉	藤井 貞次郎	藤井 嶋吉	藤井 貞次郎	藤井 嶋吉	藤井 貞次郎	藤井 嶋吉	藤井 貞次郎	藤井 嶋吉	藤井 貞次郎	藤井 嶋吉	藤井 貞次郎	藤井 嶋吉	藤井 貞次郎	藤井 嶋吉	藤井 貞次郎	藤井 嶋吉	藤井 貞次郎	藤井 嶋吉	藤井 貞次郎	藤井 嶋吉

◎北海道移住者より左の通り本縣知事に経過を報告せられたり右は將來移住希望者の参考となるへきに依り茲に之を掲ぐ

報 告 書

北海道膽振國虻田郡真狩村字尻別原野

邑樂郡移住群馬團體

八拾貳戸總代人 日下部宗三郎

右自分等團體は明治四十三年の大洪水の爲め資財を失ひたる罹災民にし、翌四十四年四月七日故里總出發其際前群馬縣神山知事殿邑樂郡長塙任殿の御仁惠を以て恩典の補助に與り尙其外特別の取扱を受け保護の爲め縣廳に於て移民係官として彌吉茂吉殿細野重清殿邑樂郡役所に於て神戸清殿越澤誠一郎殿大島村自分の郷村より野山村長駐在巡查笹本一郎殿其他總保護として縣廳より福澤警部殿赤十字社支部に於て塚越醫師新井津金の両看護婦を添へ同月十日に北海道狩太驛に着其時歡迎の御賢公は北海道廳の係官後志支廳長東郷重清殿外に直狩村長狩太村長附近の部落住民重立ちたる人々の歡迎を受け同驛に於て休憩午餐をなしこゝに於て東郷支廳長殿の設諭ありこれより真狩村の中真狩別と稱する市街に到る其の里程三里なるも四月中旬のこと故道路は雪崩歩行困難にして福澤警部殿はじめ看護婦殿自分に到るまで小兒を背負ひ或は手を引きやうやくにして同市街に着同夜この所に宿泊す翌十一日

真狩別市街より約二里を歩み留善部と稱する市街に着この地に於て土地の有志より懇切なる補助を受け寺院に宿泊すこゝに於て豫定存置五百十町歩の區劃抽籤番號を行ひ各自の貸付地決定せられ翌十二日現場まで御係官に保護の上送られ入地せし義に先鋒隊として十二人渡道なし便所の爲め共同小屋間口二十間奥行三間的小屋三箇所に一棟づゝ薪築なし置きたる小屋に入泊すされど人家を離るゝこと約二里半人跡なき四面積雪の中に居住し其翌十三日に至り道廳の係官支廳の係官縣廳よりの係官郡役所の係官大島村長駐在殿等の御賢公現場まで慰問に來り種々懇切なる御説諭下され御賢公等は直ちに歸戻仕り其時は我々等は實に乳呑兒の慈母に別るゝか如く漸次愁恐る様なるも團體は皆決意を以て移住なせし者につきそれ〴〵生活の方法を講し居るも四圍は樹木鬱蒼として繁茂し日晝雖も尙闇の如く篋は一丈餘もあるし雜草蔓草生ひ残り自分の貸付地に行くことも容易に出來ざる故各自心痛惱み居るもこゝに天祐ありて人力を助くる妙處ありてこゝに北海道は明治四十四年度は山火延焼し團體區劃も山火の爲め鬱蒼たる原野も灰となり漸次にして通行も出來こゝに始めて開墾に従事せずも三ヶ年間も手馴れぬ事業故々天候の爲め不作を生しそれか爲め團體も大に困難に陥り一日の糧食に缺乏なし急糊に迫りたる者あるに就き其方策の爲め内地に行き移住者出身の役場に對し哀願を乞ひたるも同情を表する村なくたゞ埴邑樂郡長殿の御助勢にて梅島村有志より金拾貳圓五拾錢大島村より金拾圓合金貳拾貳圓五拾錢の惠金に與り對し該金圓は同體ある有志者の御慈悲の金のことを告げ分與なせり

其翌大正四年度より土地の開墾も出来漸く一ケ年の食糧も収穫あり始めて土着の心も生し居り候。こころ翌五年度は堅固なる團員の苦心勤勉督勵のもとに土地の開墾も大いに出来極力従事したる結果収穫もあり又歐州戦乱の影響か雑豆の大騰貴となりこゝに各戸も再び蘇生したる感あり。されども人は認忍の耐忍にありて明治四十四年度北海道移住閉結は八十二戸の出願なるも同年四月七日總出發の節渡道なしたる戸数は六十八戸にして十四戸の減戸をなせり故に官廳より補缺を命したるに付翌明治四十五年六月再び自分故里に立戻り邑樂郡にて十三戸前橋市にて壹戸都合十四戸の補缺を編成し出願の上八十二戸團体全部を決丁なすも三ケ年の不作の爲めか事故の爲めか大正五年十二月迄に三十二戸の廢家を見たりよりて今現在戸数は五十戸にて人員全員にて三百三十二人然れども決心堅固なる殘戸五十戸は特に勉勵努力して開墾耕作なしたる結果大正五年度は一ケ年食糧を除く他一戸五百圓より二千二百圓平均七百圓余に達し合計三万六千圓は正に收穫を得てこれまで負債ありたるものも昨年一ケ年に於て抹消済となり尙餘金ありて赤十字社に加盟するもの十三戸債券貯蓄を申込みたる者三十人生命保險會社に加入するもの十五人其他郵便貯金を獎勵致し居り候尙又昨年十二月迄に團体に貸付になりたる五百拾町歩の土地の中三百八十五町歩は已に付與に相成、殘地は百二十五町歩なるもの土地は廢家たる三十二人の土地なりしを殘員五十戸にて増貸付受けたる分にして向ふ三ケ年間開墾する場合は全部村興濟となるべき次第にし又團体中にて馬匹は二十頭養鶏五百羽あり。交通上二里余行

けは留壽都市街あり。この地に眞狩村役所、高等小學校、郵便局、巡査駐在所、森林監守駐在所、亞麻會社等ありて日用の家具食糧等もこゝにて給與す又同里敷のところは喜茂別と稱する市街ありてこゝにも郵便局あり後日この地に汽車出来得るとのことにて目下測量中にして又就學兒童は二十五町位の場所に教授所新築なし我團体に於ても寄附金參百圓寄附なしこゝに於て教授を受け居り候尙團体には青年會も組織しありて森林防火組台も組織ありて團員一同公共に熱心に心掛け居り又本年度より御惠與に興りたる補助金及梅島村有志者より惠金及大島村より御惠金の内萬分の一を報せんことを心掛け居り候次第に付右等自分團体の經過略報告候也

大正六年一月十五日

右

日下部宗三郎

群馬縣知事 三宅源之助殿

○町村吏員ノ異動

(大正六年四月以後ニ於ケル町村吏員ノ異動)

月 日	任 免	町 村	職 名
四月十七日	滿 期	沼田町	助 役
四月十八日	認 可	全	全
六月五日	辭 職	白澤村	村 長
五月五日	辭 職	全	助 役
五月十八日	認 可	全	助 役
六月十二日	認 可	東 村	收 入 役
四月十五日	滿 期	片品村	助 役
四月十六日	滿 期	川場村	收 入 役
四月十七日	認 可	全	全
五月一日	任 期	池田村	書 記
五月四日	滿 期	全	收 入 役

五月八日	認 可	全	全	全	人
五月卅日	滿 期	全	助 役	高 山 和 三 郎	
四月十日	滿 期	薄根村	村 長	片 野 新 助	
五月一日	認 可	全	村 長	長 谷 川 瀧 之 助	
五月廿三日	全	全	助 役	岡 村 喜 平	
五月九日	辭 職	古馬牧村	村 長	榊 淵 里 治	
四月四日	任 期	新治村	書 記	持 木 萬 作	
四月十七日	全	糸之瀬村	全	根 岸 輝 之 助	
四月廿三日	滿 期	糸之瀬村	村 長	林 源 五 郎	
四月四日	任 期	久呂保村	書 記	中 島 万 之 助	

○小學校教員並ニ實業補習學校教員ノ異動

月日	新任校	舊任校	俸給	職名	氏名
三月卅一日任	川場尋高校		八下	訓導	根岸實治
	薄根尋高校		全	全	木村和作
	久呂保尋高校		全	全	津久井寛
	片品尋高校		八下 但當分拾七圓	全	廣瀬精
	東村尋高校		九上 但當分拾五圓	全	金子お今
	桃野尋高校		九上 但當分拾五圓	全	小林シゲ
	古馬牧南校	升形尋高校	五上	全	高橋總次郎
	訓導兼校長	升形尋高校	六下 但當分廿五圓	全	齊藤連四郎
	片品尋高校	白澤尋高校	八下	全	小内源三
	山田郡矢場川尋高校	增俸	八下	全	高山文十
	白澤尋高校	增俸	九上	全	高山登勢
	全	片品尋高校	八下	全	吉岡貴太郎

月日	新任校	舊任校	俸給	職名	氏名
三月卅一日任	池田尋高校	全	全	尋常科訓導	飯島喜八郎
	古馬牧南尋高校	利根川尋高校	十上	全	石田八宗司
	全	全	七下	訓導	真庭武
	升形尋高校	徒涉尋常校	七上	尋常科訓導	廣瀬昌次郎
	川田尋高校	利根川尋高校	八下	訓導	原澤延壽
	古馬牧南尋高校	全	八下	全	小淵孟治
	升形校訓導兼校長	子持尋高校	六上	全	高橋上
	古馬牧北尋高校	利根川尋高校	六下	全	見城豹治
	核訓導兼校長	全	九下	全	中澤きん
	糸之瀬尋高校	旭尋常校	四下	尋常科訓導	高橋あぐり
	川田尋高校	利根川尋高校	三上	准訓	番場彌平治
	生井尋常校	水上尋高校	九上 但當分十五圓	訓導	關留太郎
	藤原尋常校	藤原尋常校	四上	尋常科訓導	木内馬次郎
	古馬牧南尋高校	(增俸)	八下	訓導	高井修巳
	水上尋高校		五下	專科訓導	阿部權十郎
	桃野尋高校				

三月卅一日任

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

古馬牧  
南尋高校

須川尋高校

沼田尋高校

生井尋常校

須川尋高校

小倉尋常校

古馬牧  
南尋高校

須川尋高校

久呂保尋高校

糸之瀨尋高校

生井尋常校

東村尋高校

片品尋高校

白澤尋高校

糸之瀨尋高校

赤城根  
中部尋高校

勢多郡  
桃川尋高校

佐波郡  
玉利尋高校

退職

古馬牧  
南尋高校

川田尋高校

薄根尋高校

退職

桃野尋高校

川田尋高校

群馬縣立富岡  
中學校教諭ニ  
任ス

古馬牧南尋高校

長野縣へ出向  
ヲ命ス

沼田尋高校

桃野尋高校

小倉尋常校

生井尋常校

新治實業補習  
學校訓導兼須  
田尋專訓

須川尋高

川田尋高

全

増俵

糸之瀨尋高校

全

赤城根東尋校

全

全

全

須川尋高校

桃野尋高校

升形尋高校

旭尋常小學校  
訓導兼校長

勢多郡楠尋常  
高等校

山田郡大間々  
尋高校

(増俵)

薄根尋高校

勢多郡  
刀川尋高校

佐波郡  
東尋高校

新巻尋高校

水上尋高校

五上

七下

八下

九下

四下

八上

六上

九上

八下

六下

八下

七上

七上

八上

七上

六下

七上

六下

八上

六上

八下

八上

十級俵  
當分十六圓

八上

當分十九圓

四上

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

全

鈴木 卯作

鶴淵万龜太

本多 三郎

林 とわ

關口 守平

高橋 嘉助

廣瀬 清

松野 春風

田畑 廣壽

片山 正男

角田 諫

笠井 たみ

塚越 逸郎

荒井 駒吉

永井 宗七

田畑 武一

齊藤 四郎

落合 二郎

橋爪辨太郎

阿部松太郎

加藤晴治郎

關谷 義次

石川 鉄雄

全 人

諸田 とみ

原澤 安治

原澤 亨

佐藤 富作

坂口 龜尾

橋爪 はる

全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 四月卅日

全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 增俸

須川尋高校 全 新巻尋高校 桃野尋高校 水上尋高校 古馬牧尋高校 古馬牧南尋高校 全 全 薄根尋高校 池田尋高校 全 全 川崎尋高校 東尋高校

七上 全 八下 六下 九上 七下 四下 七上 八上 八下 八上 七下 七上 六下當分廿五 八下

全 全 全 訓 尋 訓 專 全 訓 尋 全 全 全 訓 尋

鶴淵万龜太 井上昇三郎 原澤 元 笹川久太郎 原澤 一郎 鈴木 卯作 増尾 政治 熊澤 達二 片桐 義猷 林 公平 熊澤 欽一 内田 福治 小池源重郎 鈴木 徳藏

全 全 四月卅日 全 四月廿八日 全 全 全 全 全 全 全 全 全 全 四月卅日 四月卅日 四月卅日

增俸 增俸 退職 全 一八 特加 二四 全 二四 全 一八 全 一八 全 一八 全 二四 全 一八 特加 一八 全 特加 二四 全 增俸 退職 特加 二四 全

升形尋高校 沼田尋高校 東村尋高校 赤城 中部尋常校 藤原尋常校 全 全 生井尋常校 全 東尋高校 全 全 片品尋高校 池田尋高校

六下當分廿六 七下當分廿一

全 尋 專 准 全 訓 專 准 全 訓 專 全 訓 專 全 訓 全 專

廣瀬昌次郎 片野 織平 小林 さく 田畑 武一 關 留太郎 角田 謙 林 とむ 番場彌平治 笠井 九み 金子 お今 塚越 逸郎 齊藤連四郎 廣瀬 浩 全 人 齊藤 琴次



○代用教員

辭令月日	新任學校名	現任學校名	俸給	種別	氏名
三月卅一日	任	糸之瀨尋高校	七	三五、二	片山正男
	解職	赤城根中部校	一三	全	永井宗七
	全	東村尋高校	七	全	小林憲保
	全	川田尋高校	一一	全	石井繁雄
	全	片品尋高校	五	全	加藤綜一
	全	全	八	全	高橋豊治
	全	桃野尋高校	一三	全	持木萬作
	全	川田尋高校	一八	全	相見彥作
	全	子持尋高校	一一	裁縫	滿島チヨ
	任	赤城根 西尋常校	七	三五、二	田畑武一
	解職	池田尋高校	八	全	龜岡得成
	全	桃野尋高校	一二	裁縫	野村イサ

三月卅一日	任	升形尋高校	一二	三五、二	諸田長太郎
	任	川田尋高校	一二	全	梅淵真澄
	任	徒涉尋常校	一〇	裁縫	藤井鎮子
	任	川田尋高校	一二	全	片山友二
	任	旭尋常校	八	三五、二	阿部剛
	任	久呂保尋高校	七	全	鶴淵かめ
	任	古馬牧 北尋高校	一〇	裁縫	細野ナカ
	解職	赤城根西校	一二	全	諸田どみ
	全	川田尋高校	一〇	全	齊藤ひら
	任	古馬牧南校	一〇	全	小林徳衛
	全	幸知尋常校	七	三五、二	志賀重信
	全	水上尋高校	一三	全	阿部藤三郎
	解職	幸知尋常校	一〇	全	飯島はる
	全	片品尋高校	五	裁縫	須藤しや
	全	新卷尋高校	八	全	

四月六日	全	全	三浦マツノ
三月卅一日	全	古馬牧 南尋高校	菅野かね
全	全	徒涉尋常校	佐藤富作
全	全	全	高井清忠
四月八日	全	古馬牧南校	諸田とみ
四月廿三日	任	白澤尋高校	高山操
全	任	東村尋高校	小野竹次郎
四月卅日	增俸	全	中澤忠三郎
全	全	古馬牧 北尋高校	中澤庚子雄
全	全	赤城 尋常校	松井米雄
五月七日	任	新巻尋高校	小野塚 由之助
五月八日	全	久呂保尋高校	高山爲津志
五月十七日	解依願	藤原尋常校	嘉應寺四郎
五月十八日	任	池田尋高校	吉野とよ
			前田登里

五月廿三日	解依願	須川尋高校	一〇	全	三浦マツノ
五月廿八日	任	藤原尋常	一三	全	菅野かね
六月十一日	解依願	桃野尋高校	一六	三五、二	佐藤富作
			一四	全	高井清忠
			一〇	裁縫	諸田とみ
			七	三五、二	高山操
			二三	三五、二	小野竹次郎
			一二	全	中澤忠三郎
			七	全	中澤庚子雄
			一〇	全	松井米雄
			七	全	小野塚 由之助
			一一	全	高山爲津志
			一〇	全	嘉應寺四郎
			四	裁縫	吉野とよ
			一一	全	前田登里

○實業補習學校教員

辭令月日	新任學校名	現任學校	俸給額	職名	氏名
三月卅一日	退職	川田補習校	教期月四	准訓心得	相見久米作
全	全	片品補習校	全 一二	訓導心得	高橋 豊治
全	全	桃野補習校	全 二	全	野村 イサ
全	全	子持補習校	全 三	訓導心得	滿村 ナヨ
全	全	桃野補習校	全 一七	全	阿部權十郎
全	全	新治補習校	全 二	兼訓導	須藤 しん
四月一日	任	白澤補習校	月 一二	訓導心得	菟原 馬司
全	全	新治補習校	月 二	兼訓導	關口 守平
全	全	桃野補習校	月 二	全	阿部權十郎

大正六年七月二十日 印刷  
大正六年七月廿二日 發行

〔非賣品〕

發行人 野中富三郎  
編輯人 丸根部書記 中角治

印刷所 須吉  
發行所 須吉

發行所

馬場村